

「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務の公募について(公告)

「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務の受託者を公募します。

令和6年3月14日

香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会長

## I 企画競争の概要

- 1 委託業務名 「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務
- 2 委託期間 契約締結の日から令和7年3月25日まで
- 3 業務内容  
別添『「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務委託仕様書』のとおり
- 4 企画競争の実施方法 【プロポーザル方式】  
見積書と企画書等の受付後、香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会（以下「運営協議会」という。）が設置する『「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務』企画競争審査会において、提出された見積書と企画書等による書面審査を実施し、契約候補者を選定する。  
なお、本業務は香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会の令和6年度予算が成立することを前提に行うものであることから、業務内容の変更や業務そのものの中止の可能性があるため、留意すること。
- 5 委託金額 上限価格2,645,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内の金額
- 6 応募意思の連絡
  - (1) 連絡方法  
『「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務』に係る企画競争参加申込書(様式1)を持参または郵送で下記9「連絡・提出先」まで送付する。なお、「企画競争参加申込書」の提出後に辞退する場合には、「辞退届」(様式2)を提出すること。
  - (2) 締切日時  
持参・郵送共に、令和6年3月21日(木)17時15分まで(必着)  
※期限内に参加申込みをしない者は、企画競争に参加できない。
  - (3) 業務に関する質問  
本企画競争に関する質問は『「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務』に係る質問書(様式3)により、令和6年3月21日(木)17時15分までに下記9「連絡先・提出先」へ持参またはメールで問い合わせること。  
なお、各応募者からあった質問事項のうち、重要と判断した事項については、令和6年3月25日(月)17時15分までに、参加者全員に回答をメール、またはファックスで送付する。
- 7 企画書提出締切：令和6年3月28日(木)17時15分まで(必着)  
\*持参・郵送共に上記期限を締切とする。  
\*提出物の内容は、下記8のとおり
- 8 提出物
  - (1) 『「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務』企画書 6部
  - (2) 『「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務』見積書 6部  
(社名入り1部、社名なし5部)  
※社名入りの見積書には、代表者の職氏名を記載の上、押印すること。
  - (3) 企画提案者の概要がわかる書類(様式任意) 1部  
※会社案内、パンフレット等によることでも可とする。  
※過去5年以内の当該業務と同様の業務実績について記載すること。(様式任意)

- (4) 香川県税及び愛媛県税等(すべての税目)に滞納のない旨の証明書及び法人税、消費税及び地方消費税に未納の税のない旨の証明書 各1部
- ※1 企画書提出期日前3か月以内の日付のものに限る。  
(写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。)
- ※2 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書は、税務署の納税証明書による場合、納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書用)を提出する。
- (5) 決算状況を明らかにする書類(直近2事業年度分) 1部
- (6) 登記事項証明書 1部
- ※ 企画書提出期日前3か月以内の日付のものに限る。(写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。)

## 9 連絡・提出先

香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会 事務局 吉井  
〒105-0004 東京都港区新橋2丁目19番10号 新橋マリビル2階  
TEL 03-3574-2028  
FAX 03-3574-2029  
E-mail kagawa@setouchi-shunsaikan.com

## 10 その他

- (1) 審査結果は、全ての応募者に文書で通知する。
- (2) 応募にあたっての必要な書類は応募者の負担とし、応募書類は返却しない。また、提出された書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。  
なお、運営協議会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 企画競争に応募した企業名等は、公表する場合がある。
- (4) 応募及び企画競争参加にかかる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (5) 採用された企画提案、デザインなどの著作権は全て運営協議会に帰属するものとする。

## II 企画競争の条件等

### 1 応募資格

委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者で、次の各号のすべてに該当するもの。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象者とはしないものとする。

- (1) 都内に本店または営業所、活動拠点を有する民間企業、その他の法人又は法人以外の団体。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 香川県及び愛媛県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとします。
- ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
- ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者。
- (5) 香川県税及び愛媛県税等に滞納のない者。
- (6) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者。

### 2 契約の締結

選定した契約候補者と運営協議会とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。  
仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と運営協議会との協議により最終的に決定する。  
なお、選定した契約候補者と運営協議会との間で行う仕様の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、審査結果において、その総合評価が次に高い応募者と協議を行う。

### 3 委託料の支払

委託料の支払時期、金額、支払方法等は契約で定める。

#### 4 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、運営協議会と協議の上、委託業務の一部を委託することができる。
- (2) 受託者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)及び愛媛県個人情報保護条例(平成13年10月16日愛媛県条例第41号)等に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

#### Ⅲ 様式等

- 1 『「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務』に係る企画競争参加申込書(様式1)
- 2 『「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務』に係る企画競争辞退届(様式2)
- 3 『「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務』に係る企画競争質問書(様式3)

『香川・愛媛せとうち旬彩館』機能強化及び活性化方策提案等業務』  
に係る企画競争参加申込書

令和 年 月 日

香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

『香川・愛媛せとうち旬彩館』機能強化及び活性化方策提案等業務』企画競争に参加したいので、申し込みます。

なお、企画競争参加資格に掲げるすべての要件を満たしていることについて事実と相違ないことを誓約します。

## 1 業務企画の担当者

	部署名	職名	氏名
責任者			
担当者			

## 2 連絡先

連絡先	
住所	〒
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

『「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務』  
に係る企画競争辞退届

令和 年 月 日

香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

『「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務』に係る企画競争への参加を次の理由により辞退します。

【理由】

『「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務』  
に係る企画競争質問書

令和 年 月 日

企画競争参加申込者	
質問者 (連絡先)	[部署] [氏名] [TEL] [FAX] [E-mail]

質問事項
(内容)

(注) 質問内容は、項目ごとに作成すること。

# 「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務委託仕様書

## 1. 趣 旨

アフターコロナの時代を迎え、インバウンドも含めた観光需要の回復とともに、観光や物産における地域ブランドへの注目や期待が高まる中、香川県と愛媛県のアンテナショップである「香川・愛媛せとうち旬彩館」（以下、「旬彩館」という。）の機能強化や活性化のための提言等を行うことにより、首都圏における香川・愛媛両県の県産品の認知度向上や観光情報の発信を図り、両県のイメージアップに繋がるための支援業務を行う。

## 2. 事業概要

- 内 容：アンテナショップの機能を強化するための会議の開催や、印刷物の製作、販売データの分析やその結果からアンテナショップを活性化するための提案等を行う。
- 期 間：令和6年4月～令和7年3月まで
- 開催回数：会議の開催は各種類とも月1回を基本とする。  
印刷物は年1回以上製作する。  
活性化のための提案は令和6年8月30日までにを行う。
- 開催場所：会議の開催に当たっては、主に、せとうち旬彩館2階「かおりひめ」で開催するが、必要に応じて香川県又は愛媛県の東京事務所会議室を使用することができる。

## 3. 委託業務内容

### I 機能強化・活性化業務

#### 1 目的

「旬彩館」が、経営や商品、流通に関する専門家の知見、情報を活用して、その機能（首都圏消費者の情報収集、新規商品等の評価・フィードバック等）を強化し、地域ブランドの推進を図っていくことを目的とする。

#### 2 方法

次の会議において必要な提案及び助言等を行う。

##### ① 運営企画会議

- ・毎月1回定期的に実施
- ・魅力向上・売上向上のための方策について
- ・アンテナショップ機能を強化（販売促進、情報収集・発信等）するための提案、助言
- ・フィードバックシートの作成等
- ・会議は、香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会が開催する。

##### ② 新規商品等評価会議

- ・毎月1回定期的に実施
- ・出品される新規商品等の評価を経営や商品、流通に関する総合的な知見及び情報に基づき、的確に実施するとともに、出品者に対する当該商品の具体的な改良・改善策の提案及び助言等のフィードバック
- ・会議は、香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会が開催する。

#### 3 その他

会議終了後に、議事録を作成する。

## II コミュニケーションペーパー制作業務

### 1 目的

「旬彩館」へ出品又は納品している事業者等を対象とし、旬彩館の営業状況、顧客状況等を伝えるコミュニケーションペーパーを制作する。

### 2 制作期日

年1回以上とする。

### 3 制作業務内容

内容は、営業状況に関連したものとし、各号とも、記事内容及び割付案を作成、提示し、編集企画から制作までを行う。編集上の都合により内容変更を可能とする。

- ① 特産品ショップの業績・分析
- ② かおりひめの業績・分析
- ③ 工芸品・雑貨ショップ及び酒類の業績・分析
- ④ 人気商品や、人気メニューの成功・改善事例の紹介
- ⑤ 取引業者によるイベント状況（取引業者へのヒアリング含む）
- ⑥ 店長のコメント（店舗運営や商品について）
- ⑦ 広報活動報告

## III 活性化方策提案業務

### 1 目的

「旬彩館」の業績について分析・評価を行うとともに、アンテナショップとしての機能を十全に発揮するための活性化方策を提案する。

### 2 方法

事務局が提供する令和元年度から令和5年度までの各種データに基づいて、分析等を行う。

- ① 令和5年度のデータ分析による評価を行う。（年間損益計算書・販売データ・商品データ・メニューデータ・イベント関連データ等）
- ② 直近5年間のデータを比較し、評価を行う。（年間損益計算書・販売データ・商品データ・メニューデータ）
- ③ 首都圏の他の自治体が運営するアンテナショップの動向等を踏まえ、香川・愛媛各県の施策と連動したアンテナショップとしての機能を十全に発揮するための実践的かつ機動的な活性化方策の提案を行う。

### 3 業務内容

- ① 損益計算書による特産品ショップ及びかおりひめ、並びに工芸品・雑貨ショップの分析
- ② 令和5年度販売データによる分析  
月別又は月別曜日別の売り上げ・客数・客単価実績表を作成
- ③ 販売データによる分析  
全店直近5年間の月別・曜日別の売り上げ・客数・客単価実績表を作成
- ④ 特産品ショップの分析
  - (1) 直近5年間の取り扱い商品品目数、新規取扱品目数及び新規取扱商品フィードバック件数、売り上げ金額別・販売点数別上位50位
  - (2) 県別令和5年度の部門別商品売り上げ構成比
  - (3) 県別の直近5年間データによる下記項目の整理

部門別商品売り上げ構成比、部門別の売り上げ金額別・販売点数別上位 10 位、  
売り上げ金額別・販売点数別上位 20 位

⑤ かおりひめの分析

- (1) 令和 5 年度のメニューによる出数・売り上げ
- (2) 令和 5 年度の季節キャンペーンメニュー売り上げ
- (3) 直近 5 年間のメニュー部門別売り上げ構成比較表
- (4) 直近 5 年間の曜日別時間帯別売り上げ及び客数

⑥ 「旬彩館」のイベント開催及び観光交流コーナーの活動状況分析

- (1) 令和 5 年度「せとうち旬彩館」広報活動とイベント開催内容一覧表
- (2) 直近 5 年間のイベント開催実績表及び観光交流コーナーの状況

⑦ 工芸品・雑貨ショップ及び酒類の分析

分析方法については、協議会と受託者が協議の上決定する。

⑧ 業績の概要等及び活性化方策について（提案、企画）

- (1) 直近 5 年間の業績の概要及び課題について
- (2) 今後の活性化方策（機能強化や県産品のブランド化及びインバウンドの誘客を踏まえた情報発信等）について

※委託契約後、両県から示す課題についての実施可能な具体的活性化方策の提案すること

4 活性化方策提案提出期限

令和 6 年 8 月 30 日(金)

#### 4. 業務期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 25 日まで

#### 5. 企画書の内容

企画書の作成に当たっては、上記の「3. 委託業務内容」の各項目について、『「香川・愛媛せとうち旬彩館」機能強化及び活性化方策提案等業務』企画競争審査会の審査員が、具体的なイメージをつかめるよう、項目ごとに出来る限り具体的に提案すること。特に（Ⅲの3の⑧）に関して、これからアンテナショップに求められるものについての意見を簡単に記載すること。なお、提案内容が各項目と合致しない、もしくは記載されていない場合は、採用しないものとする。また、アンテナショップの運営に必要な項目・内容があれば追加提案すること。

1 企画書

①団体概要

- ・団体名、所在、組織、事業実施体制等（無記名の 5 部には団体名、所在を入れず人数や組織図のみ記入）

②委託業務内容に係る具体的提案

- (1) 委託業務内容以外にアンテナショップ運営に必要と思われる業務があれば追記すること
- (2) 委託業務内容の見直しが必要と思われる場合は、その理由と代替案を記載すること

2 事業経費

提案内容に対し、適切な経費を見積もること。

#### 6. 委託金額

2,645,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 7. 企画書作成上の留意事項

- 企画書は、A4判（縦置・横置・縦書、横書は自由）とし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。
- A4判を超える既存資料等を添付資料とする場合は、3つ折りにすること。
- 記載内容で、詳細事項など記載しきれない場合は、「別紙」により説明すること。
- 企画書は、社名入り1部と社名が推測できる表記を削除したものを5部提出すること。

## 8. 審査基準

審査は、提出された企画書の内容を下記の各項目について評価基準による5段階評価とし、審査会委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とする。

### 1) 評価項目

No.	評価項目	内 容
1	機能強化業務	目的を達成するための具体的な提案となっているか
2	コミュニケーションペーパー制作業務	必要とする情報を的確に伝えられるものになっているか
3	活性化方策提案業務	アンテナショップに求められる機能を明確に把握し、実践可能な提案となっているか
4	追加及び修正提案の内容	その他アンテナショップの運営に必要と思われる追加提案の内容が適当であるか
5	事業実施体制	事業実施に必要な実施体制が整っているか

### 2) 評価基準

#### ①採点の目安

5点：非常に良い（効果的な）内容である / 4点：よい（効果的な）内容である  
3点：普通 / 2点：劣った内容である / 1点：非常に劣った内容である

#### ②評価項目ごとのウエイト

No.1	機能強化業務	30ポイント	(採点×6倍)
No.2	コミュニケーションペーパー制作業務	20ポイント	(採点×4倍)
No.3	活性化方策提案業務	30ポイント	(採点×6倍)
No.4	追加及び修正提案の内容	10ポイント	(採点×2倍)
No.5	事業実施体制	10ポイント	(採点×2倍)

## 9. 受託者の決定

- 各審査員の評価点数の合計を算出し、評価点数が最も高い1者と契約候補者を締結する。
- 最も評価点数が高い者が2者以上あるときは、審査基準の評価項目No1、No3の合計点の高い者を優先する。
- なお、上記合計点が、同点の場合は、審査員の協議により優劣を決定する。
- また、企画提案業者が1社の場合、審査員は、企画内容を評価項目に従い審査をした上で、採用に足るか否かを判断し、「採用」が過半数に達した場合には、「採用」との判断をする。